

岡山県公報		目次	【選挙管理委員会】 ○ 選挙運動に関する支出金額の制限額 ○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数
発行 岡山県			
		担当課（室）	選挙管理委員会
			目次
			担当課（室）

◎岡山県選管告示第八十五号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者一人が選挙運動に関し支出することのできる金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

岡山県第一区 二四、三八二、二〇〇円

岡山県第二区 二三、四二二、八〇〇円

岡山県第三区 二三、三五七、三〇〇円

岡山県第四区 二四、六三九、三〇〇円

岡山県第五区 二三、二三三、一〇〇円

◎岡山県選管告示第八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、三八〇

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九六、一二一

三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八一、五三七	高梁市	九、二八七

平成26年12月2日 岡山県公報 号外

総 社 市	井 原 市 ・ 小 田 郡	笠 岡 市	玉 野 市	津 山 市 ・ 苫 田 郡	倉 敷 市 ・ 都 窪 郡	岡 山 市 南 区	岡 山 市 東 区	岡 山 市 中 区
一八、〇一三	一六、〇五九	一四、五四六	一七、七一八	三二、〇〇二	一三一、三六三	四五、二〇〇	二六、一八五	三八、三六〇
久 米 郡	勝 田 郡	浅 口 市 ・ 浅 口 郡	美 作 市 ・ 英 田 郡	真 庭 市 ・ 真 庭 郡	赤 磐 市	瀬 戸 内 市	備 前 市 ・ 和 気 郡	新 見 市
五、八五九	四、八〇七	一二、九八三	八、八六四	一三、七九二	一二、一四三	一〇、六〇五	一四、六三四	九、〇三七